

# 平成30年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

日時：平成30年11月1日（木）

13時～14時10分

場所：ルポールみずほ「ききょう」

## 【出席者】

（審議会委員）

五十嵐知規、石井有良、石川博康、石坂千雪、伊藤英紀、織田栄子、小野寺恵子、川嶋真諒、工藤留美、佐川喜一、柴田一宏、高橋恭康、高橋清好、土肥良三、時田博、仲村盛吉、山名裕子（17名） ※敬称略

（県）

保坂健康福祉部長、須田健康福祉部次長、佐々木健康福祉部次長、小柳参事兼福祉政策課長、佐藤地域・家庭福祉課長、奈良長寿社会課長、松井国保・医療指導室長、高橋障害福祉課長、神谷次世代・女性活躍支援課長

## 1 開会

## 2 健康福祉部長あいさつ

このたびの委員改選に当たり、委員就任をお願いしたところ、快くご承諾いただき、感謝申し上げます。

皆様には今後3年間にわたり、それぞれのお立場から、また、様々な角度から、幅広いご意見をいただけるようお願いしたい。

今年度、県政運営の新たな基本指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」がスタートした。今回のプランでは、人口減少の克服を最重要課題と位置づけ、人口流出に歯止めをかける産業振興などの「攻め」の取組と、健康で安全・安心に暮らせる地域社会の形成を目指す「守り」の取組を進めることとしている。

福祉分野は、主に「守り」の部分を担当することになるが、高齢化や人口減少が進む中においては、福祉のニーズは高まる一方で、公的なサービスの充実や拡大には限界があり、そのような中で、健康で安全・安心に暮らせる地域社会を形成し、それを維持していくということは、大変難しい課題であると認識している。委員の皆様のお知恵やお力を借りながら、高齢化率でトップを走る本県が全国のモデルとなれるような、効率的で効果的な取組を進めていきたいと考えている。

本日は、本審議会の部会運営をより効率化し、充実させるための部会の改組について

ご審議いただくほか、制定に向けて検討を進めている「秋田県障害者差別解消条例」（仮称）の検討状況についてご報告させていただくこととしている。

それ以外にも、現在の県の施策に対する御意見や、日頃、感じていることなどについてもご発言をいただきたいと思っているので、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきたい。

### 3 委員の紹介

出席委員（17名）及び欠席委員（4名）を紹介した。

また、秋田県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを報告した。

### 4 議事

#### （1）委員長、副委員長の互選について

委員長に柴田一宏委員、副委員長に柴田博委員を推薦する声があり、満場一致で決定した。

#### ◎柴田一宏委員長あいさつ

社会福祉審議会の委員の皆様は、それぞれの立場で大きな社会貢献をしておられると認識している。この社会福祉審議会を通じて、県の施策等に対して有意義な提言等ができるように進行係を務めさせていただきたい。

#### （2）秋田県社会福祉審議会運営要綱の改正について

小柳参事兼福祉政策課長が資料1により、概要を説明した。

特に質疑なく、要綱の改正が決議された。

#### （3）各専門分科会・部会に所属する委員・臨時委員の指名について

秋田県社会福祉審議会第7条第1項の規定により、委員長が指名し、決定した。

### 5 報告

#### （1）各専門分科会、部会の開催状況

資料3に基づき説明。今回は改選直後であり、新たな分科会長、部会長が決定していないことから、事務局から説明。

身体障害者福祉専門分科会・・・ 高橋障害福祉課長

家庭福祉部会・・・・・・・・・・ 佐藤地域・家庭福祉課長

◎柴田一宏委員長

ただ今の報告について、質問があればお願いしたい。

また、それぞれの専門分科会等に出席された委員の方々から、補足等があれば、併せてお願いしたい。

◎柴田一宏委員長

里親の認定の関係で「不適當」が一件あったということだが、どのような内容であったのか、差し支えない範囲で教えていただきたい。

○地域・家庭福祉課長

希望者の里親制度への理解が乏しかったこと、また、養育についての熱意や児童に対する愛情が感じられないとの理由から、不適當とさせていただいたところである。

## (2) 秋田県障害者差別解消条例（仮称）の検討状況について

○障害福祉課長

資料4に基づき、概要を説明。

●伊藤委員

障害者雇用の関係について、発言させていただきたい。

今回の障害者雇用の水増し問題について、秋田県身体障害者協会の会長である私に対し、県内の様々な方から強い御意見をお寄せいただいている。

御意見への対応としては、現在、県で調査中であることから、個人的な見解を述べることは差し控えているところであるので、その旨御理解いただきたい。

●高橋（清）委員

条例案は国の法律よりも義務や努力義務を課す範囲が広がっており、「不当な差別的取扱いの禁止」については、県民が義務を負うことになっているが、これは具体的にはどのようなケースを想定しているのか。

また、「合理的配慮の提供」が事業者に義務づけられており、具体例として「車椅子利用者が店舗内を移動しやすいよう商品の配列を工夫する」とある。しかし、事業者によってはスペース等の制約もあり、対応が困難なケースもあると思うが、「合理的な配慮」が提供されていない場合の指導等について、どのように考えているのか。

○障害福祉課長

条例案が国よりも踏み込んだ内容となっている点については、法律を逸脱するものではない。

また、義務を果たしていないケースについては、罰則規定は設けないが、県民の理解をより深め、取組を進めていきたい趣旨で「義務」としているところである。

具体的な事例としては、資料左側の点線の囲みにあるような事例を不当な差別の事例として想定している。

●高橋（清）委員

資料に記載されているのは事業者の事例であるが、一般県民について、義務違反にあたるケースとしてどのようなケースが考えられるか。

○障害福祉課長

例えば、障害のある方が自宅前で掃除をしていたところ、通りがかった小学生がその方を馬鹿にしたという事例があったが、そのような事例が該当すると思う。

ただ、差別を受けた方の申出や相談がないと、把握できないケースが多く、ご指摘の点については、難しい部分があると認識している。

●高橋（清）委員

どのようなケースが一般県民の義務違反にあたるのか、想定が難しかったため質問させていただいた。

条例の施行に当たっては、県民に対して十分に説明できるような準備をしておいた方がよいと思う。

○障害福祉課長

ご指摘のとおり、県民個人の義務の部分は難しい面があると考えている。

また、「不当な差別的取扱い」のほか、「合理的配慮の提供」についても県民への周知がまだ十分ではないと認識している。

条例の制定に合わせ、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」とはどういったものなのか、これまで以上に広く周知するよう努めていかなければならないと考えている。

●石井委員

障害者差別解消法が既に施行されていることでもあり、県でも障害者差別解消条例の制定に向け、スケジュール通りに進めていただきたい。

資料に関連施策として7本の柱があるが、中でも「障害者の理解促進に向けた教育の充実」が施策の根幹であると思う。ここが非常に重要な部分であるので、是非、力を入れて取り組んでいただきたい。

#### ○障害福祉課長

これまでの障害者団体との意見交換会や条例検討部会の中でも、教育の部分については、義務教育段階から進めてもらいたいという意見が多く寄せられているところであり、教育委員会と今後の取組について協議をしているところである。

現在でも特別支援教育の中では、特別支援学校と普通校との交流など、様々な取組が進められていると聞いているが、それらに加え、新しい取組として、各小中学校や特別支援学校に毎年配布されている「教育の指針」の中に、障害に対する理解を深めるため何らかの記載を盛り込むことはできないかという点について、教育委員会と協議をしているところである。

#### ●時田委員

教育の話に関連してであるが、私が住んでいる秋田市泉では、毎年6月の最終土曜日に泉小学校で「泉福祉ふれあい祭り」を行っている。

祭りは三部構成になっており、第一部では体験発表ということで、小学校6年生の生徒と中学校2年生の生徒が福祉に関する体験発表をしている。泉には障害者施設があり、障害者施設の方約30名が第一部から参加してくれる。

第二部は学年ごとにテーマを決めて福祉について学ぶという内容である。小学校1年生は幼稚園を卒園して小学校に入学したばかりなので、お母さんたちと一緒に泉音頭を踊ったりゲームをやったりするわけだが、そこに障害者施設の方が一緒になって参加して楽しんでいる。5年生は、盲導犬を連れてきた視覚障害の方の話聞き、障害についていろいろと勉強している。

皆さんがおっしゃるように、小学生くらいの段階から、障害がある方の話を聞いたり、経験を聞いたり、また、ふれ合ったりすることは非常に大事なことだと思う。そのような経験により、成長する過程で障害者に対する理解が深まっていくと思う。

#### ○障害福祉課長

各障害者施設や高齢者施設でも地域との交流が大切だということで、施設を開放して住民の方に施設内を見てもらったり、行事に参加してもらったりといった取組をしている。

県としても、地域での交流は非常に大切なことであると認識しているので、そのような視点からも普及啓発に努めていきたい。

●石川委員

事業者の「合理的配慮の提供」について、法律では努力義務、条例では義務となっている。

自分自身、民間の医療機関に勤務しているが、民間事業者の立場からすると法律から求められるものと条例から求められるものが異なると、現場での対応が悩ましく、非常に動きにくい感じがするので、現場でどのように対応すればいいのか、県の方から丁寧に説明してもらう必要があるのではないかと感じている。

○障害福祉課長

ご指摘のとおりであり、法と条例との違いについては、丁寧に説明していかなければならないと考えている。

また事業者については障害者雇用促進法に基づく義務もあるので、今のご意見を参考にさせていただき、丁寧な説明を心がけたい。

●高橋（恭）委員

前回（3月）の社会福祉審議会において、「条例に罰則を設けるべきだ」という提案をさせていただいた。

資料では、県民・事業者には義務や努力義務を課すが罰則は設けないとある。

例えば、「Gメン」のような捜査官が事業所を巡回して調査するなどすれば罰則がなくても効果を担保できると思うが、そのようなことを予定している訳ではないだろう。

罰則を設けず、条例の効果をどう担保するのかを伺いたい。

○障害福祉課長

「共生社会の実現」がこの条例の目的の一つである。

義務づけについては、意識啓発の意味合いも強い。罰則を設けないから効果が出ないとは考えず、様々な取組を通じて県民一人ひとりに理解を深めてもらえるよう努めていきたい。

●高橋（恭）委員

前回の審議会においては、「実損を被った場合の補償についても条例の中に盛り込むべきではないか」という発言もさせていただいた。

資料では、相談で解決が図られない差別事案について「あっせん」「勧告」「公表」を実施するとあるが、これによって差別を受けた側の損害を補償するという趣旨か。

例えば、消費者被害の相談窓口の場合は、相談に対して一肌脱ぐというよりは、弁

護士など一肌脱いでくれる所を紹介してくれるという対応であり、それが一般的な行政のスタンスであるように感じている。

条例の効果の担保という視点も含め、障害者が被害を受けたと相談窓口で訴えた場合、どのように対応するのかを伺いたい。

#### ○障害福祉課長

相談については、これまでも各市町村や県の窓口で受け付けているが、県内での障害者差別事案に関する相談は、昨年度1年間で2件しかなかった。

ただ、相談窓口の周知不足ということもあろうかと思うし、また、市町村との意見交換の中では、2件以外にも差別事案に該当するような相談があったため、県・市町村職員ともに、どのような事案が差別事案にあたるのかを確認しながら進めていかなければならないと考えている。

「あっせん」「勧告」については、その前段として、まずは身近な市町村などで相談を受けていただくこととしており、ほとんどの相談はその窓口で解決されることが多いと考えている。

ただ、複雑な案件で相談窓口で解決できないということも想定されるので、そのような場合は、県が「あっせん」「勧告」という形で対応し、双方の言い分を聴きながら解決に結びつけていくことを想定している。

相談については、労働局サイドの内容が多いのではないかと想定している。そのような場合は、労働局サイドや専門機関に結びつけていくことも大切だと考えているので、全て市町村や県で抱え込むのではなく、内容によっては専門機関にきちんと結びつけながら、的確な対応に努めてまいりたい。

#### ●工藤委員

私も秋田市泉に住んでいるが、泉は「福祉の街」と言われている。(時田委員からお話があった) 障害がある方とのふれ合いについては、教育的な観点から本当に良い試みであると思っている。

障害者に対する合理的配慮の提供が義務づけられるとのことだが、障害を持っている方を事業所や施設等で受け入れる場合は、受け入れる側の体制整備が重要である。受け入れ側がきちんと体制を整えた上で受け入れる分には問題ない。しかし、自分自身、幼稚園で障害を持つ子どもを担当していたときの経験からも、条例や規則などのルールが先に決まり、受け入れ側の体制が整わないまま制度が動き出すことがことが多いと感じている。体制が整っているかという点についても是非チェックしていただきたい。

障害のある方を受け入れているからいいというわけではなく、受け入れ側がきちん

と内容を理解して受け入れているかどうかが重要で、表面的ではなく、障害を持っている方、受け入れる方の双方にとって、幸福につながる条例であればいいと思う。

#### ○障害福祉課長

保育園、幼稚園、学校での受け入れ体制についての御意見と理解した。

御意見については、教育サイドにも伝え、一緒に進めていきたいと思う。

#### ●川嶋委員

保育所を運営する立場からの意見であるが、障害を持っているかどうかは、入所してはじめてわかるという状況である。

障害の程度は、重度・中度・軽度とあり、重度・中度の場合は補助金があるが、障害の程度に関わらず、保護者は必ず専任の保育士を付けることを希望する。施設側としても、何かあれば大変なので、何とか専任の保育士を付けるよう工面するが、保育士を一人雇用するには、補助金が全然足りない。重度であれば何とかなるが、8割方は施設で負担しなければならないという状況である。

以前は県の補助金があったが、現在は無くなっており、施設では苦慮している状況である。

#### ○障害福祉課長

障害児保育の補助金についての御意見と理解した。御意見を担当課に伝えさせていただく。

## 7 その他

#### ◎柴田委員長

次第6「その他」であるが、県の施策や、普段、委員の皆様がお考えになっていることなどをご発言いただきたい。

#### ○高橋（清）委員

成年後見制度についてであるが、県には全県どこでも誰でもが同じような相談サービスや支援を受けられるよう、体制整備や市町村の指導に力を入れていただきたい。

県の社会福祉協議会では、市町村社協と一緒に、平成21年度から日常生活自立支援事業として、福祉サービスの利用援助、金銭管理、預金や印鑑の取扱い等について、本人と契約をした上でサービスを提供している。現在、全県に約370人の契約者があり、年々増えている状況である。サービスを利用できるのは、判断能力に不安のある高齢者、精神障害を含む障害者となっているが、そうした方々が年齢を重ね、認

知症になってしまうと契約ができなくなってしまう。

そのような場合、金銭管理や契約締結等については、成年後見に移ってもらう必要があるが、本県の成年後見の申立件数は非常に少ない現状にある。東北の他県と29年度実績で比較すると、青森323件、岩手281件、山形232件、秋田163件となっている。また、4親等以内に申し立てをしてくれる人がいない場合は、市町村長が申立てできる制度があるが、これについても、青森119件、岩手44件、秋田23件となっており、本県の市町村長申立て件数は、ここ何年かは全国最低で推移している。

成年後見制度が普及しない理由については、制度の周知不足、相談窓口の曖昧さ、申立費用や後見報酬の負担、4親等までの方々の意向を調べる事務の煩雑さなど、様々な理由がある。社協の中には、「法テラス」と共同で相談窓口を設けながら、日常生活自立支援事業と成年後見のどちらにつなぐべきか、家裁への申込み手続きも含めて対応しているところがあるが、財源的な負担が大きな障害になっており、それをクリアしないとなかなか進まないのが実情である。

幸い、国では「成年後見制度利用促進計画」を策定し、平成33年度までに市町村計画を策定することや地域連携ネットワークを整備すること、また、中核機関を設置することなどを市町村に求めている。また、今年6月には厚労省主催の市町村向けセミナーが開催され、県でも今年11月にセミナーを開催し、浸透を図っていくことになっている。

国でも予算をつけているので、33年度までに全県のどこの町村に住んでいても成年後見制度について同じような相談なり対応が受けられるような体制づくりに向けた支援を県として全県的に進めていただきたい。中核機関などは複数市町村でも設置できているので、この機会を捉えて体制整備をお願いしたい。

#### ◎柴田委員長

成年後見制度について、他県の申立件数と比較してのご発言があったが、制度の利用促進に向け、県の方で何か考えていることはあるか。

#### ○地域・家庭福祉課長

成年後見制度の利用促進法の中で、市町村には利用促進計画の策定と中核機関の設置が求められているが、市町村の認識がまだ十分ではなく、推進体制が整っていないのが現状である。計画策定については、策定済みがまだ1町という状況である。

県としては、成年後見制度の幅広い周知、市町村計画策定の実務や中核機関の設置事例を紹介する研修会の開催等を進めていきたいと考えている。

また、単独の町村では解決できない場合もあるので、広域的な連携ネットワーク構築に向けたモデル事業の実施等を検討しているところである。

◎柴田委員長

本日の案件については、すべて終了した。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。

## 8 閉会